

石川県公報

令和4年3月25日

第13493号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

目	次
告 示	公 告
○一般競争入札の落札者等（デジタル推進課） 1	○入札公告（デジタル推進課） 10
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効（薬事衛生課） 1	○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告（農業基盤課） 13
○石川県ゴルフ場農業等安全使用指導要綱の一部改正（環境政策課） 2	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告（同） 13
○個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額（経営支援課） 2	○国土調査の成果認証公告（同） 14
○保安林の指定施業要件の変更予定（森林管理課） 6	○基本測量実施公告（監理課） 14
○保安林の指定施業要件の変更（同） 7	○公共測量終了公告（同） 14
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課） 9	○道路の位置の指定公告（建築住宅課） 15
○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正（出納室） 10	公安委員会
	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 15

告 示

石川県告示第104号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称及び数量
仮想デスクトップ環境に係る機器等借上 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部デジタル推進課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和4年1月25日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社石川コンピュータ・センター
金沢市無量寺町ハ6番地1
- 落札金額
65,107,680円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和3年12月17日

石川県告示第105号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類
- (2) 2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピルアミノ)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類
- (3) 2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類
- (4) 1,2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

令和4年3月17日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第106号

石川県ゴルフ場農薬等安全使用指導要綱(平成2年石川県告示第427号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表を次のように改める。

別表(第3条、第4条関係)

農 薬 の 成 分 名		指導指針値 (mg/l)
殺虫剤	チオジカルブ	0.027
	トリクロロホン又はDEP	0.0011
殺菌剤	イプロジオン	1.8
	シプロコナゾール	0.3
	チウラム又はチラム	0.1
	チオフアネートメチル	1
	トルクロホスメチル	0.93
	ヒメキサゾール又はヒドロキシイソキサゾール	1
	ベノミル	0.2
除草剤	イマズスルフロン	2
	シクロスルファミロン	0.035
	トリクロピル	0.06
	ナプロパミド	0.3
	MCPAイソプロピルアミン塩、MCPAエチル及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)

備考 排出水が水道水源となる河川の取水施設の上流に排出される場合は、指導指針値に1/10を乗じて得た値とする。

石川県告示第107号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第119条第2項及び第121条の規定により、個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額を次のとおり定める。

なお、個人演説会等の施設の設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額(平成26年石川県告示第434号)は、廃止する。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

施設の名称及び使用に供する設備		(名称) 石川県産業展示館		
施設の種類の		(設備) 一号館展示場及び商談室		
演説会場の面積		3,193平方メートル		
施設の 範囲 程度	演説 会場	照明の種類程度	常設電灯 109,700ワット	
		演壇	1 個	
		机	1 脚	
		いす	3 脚	
	放送設備	1 式		
	聴衆席	アスファルトコンクリート	3,193平方メートル	
弁士控 室	照明の種類程度	常設電灯 40ワット	10 灯	
	その他 机 いす		1 脚 4 脚	
その他	げた箱、便所、雨具掛等	平常のまま開放する。		
納付 すべき 費用の 額	区 分	午 前	午 後	夜 間
		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時以降
	一号館	147,370円	245,630円	1時間につき 54,460円
	商談室	880円	1,460円	1室につき 1,460円
	放送設備	1式 1日につき 3,310円		
加 算 額	机	1脚	1日につき	70円
	いす	1脚	1日につき	70円
	ステージ	1式	1日につき	14,310円
展示用電力を使用する場合は、これに要する電気料金の実費を加算するものとする。 冷暖房を使用する場合は、これに要する電気料金及び重油料金の実費を加算するものとする。 ステージ、いす等設営費及び清掃費				} 候補者負担

施設の名称及び使用に供する設備		(名称) 石川県産業展示館		
施設の種類		(設備) 二号館一階展示場及び商談室		
演説会場の面積		1,641平方メートル		
施設の 範囲 程度	演説会場	照明の種類程度	常設電灯 89,950ワット	
		演壇	1 個	
		机	1 脚	
		いす	3 脚	
	放送設備	1 式		
	聴衆席 カラーコンクリート	1,641平方メートル		
	弁士控	照明の種類程度	常設電灯 40ワット	6 灯
室	その他 机		2 脚	
	いす		6 脚	
その他	げた棚、便所、雨具掛等	平常のまま開放する。		
納付すべき 費用の 額	区分	午前	午後	夜間
		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時以降
	二号館	85,430円	143,100円	1時間につき 30,970円
	商談室	880円	1,460円	1室につき 1,460円
	放送設備	1式 1日につき	3,310円	
加算額	机	1脚	1日につき	70円
	いす	1脚	1日につき	70円
	ステージ	1式	1日につき	14,310円
<p>展示用電力を使用する場合は、これに要する電気料金の実費を加算するものとする。 冷暖房を使用する場合は、これに要する電気料金及び重油料金の実費を加算するものとする。 ステージ、いす等設営費及び清掃費</p>				候補者負担

施設の名称及び使用に供する設備		(名称) 石川県産業展示館			
施設の種類		(設備) 三号館一階展示場及び商談室			
演説会場の面積		6,209平方メートル			
施設の 範囲 程度	照明の種類程度	常設電灯	153,000ワット		
	演壇 机 いす 放送設備		1 個 1 脚 3 脚 1 式		
	聴衆席 アスファルトコンクリート		6,209平方メートル		
	弁士控	照明の種類程度	常設電灯 40ワット	8 灯	
	室	その他 机 いす		2 脚 6 脚	
		その他	げた棚、便所、雨具掛等	平常のまま開放する。	
納付すべき 費用の 額	区 分	午 前 午前9時から 正午まで	午 後 正午から 午後5時まで	夜 間 午後5時以降	
	三 号 館	全面	287,280円	478,440円	1時間につき 105,720円
		東面	199,700円	332,130円	1時間につき 73,680円
		西面	87,570円	146,310円	1時間につき 32,030円
	商談室	880円	1,460円	1室につき 1,460円	
	放送設備	1式 1日につき 3,310円			
	加 算 額	机	1脚	1日につき	70円
いす		1脚	1日につき	70円	
ステージ		1式	1日につき	14,310円	
展示用電力を使用する場合は、これに要する電気料金の実費を加算するものとする。 冷暖房を使用する場合は、これに要する電気料金及び重油料金の実費を加算するものとする。 ステージ、いす等設営費及び清掃費				} 候補者負担	

施設の名称及び使用に供する設備		(名称) 石川県産業展示館			
施設の種類の		(設備) 四号館展示場及び商談室			
演説会場の面積		6,675平方メートル			
施設の範囲程度	演説会場	照明の種類程度	常設電灯 122,400ワット		
		演壇	1 個		
		机	1 脚		
		いす	3 脚		
		放送設備	1 式		
	聴衆席	アスファルトコンクリート 6,675平方メートル			
弁士控室	照明の種類程度	常設電灯 40ワット	8 灯		
		その他 机	1 脚		
	いす	4 脚			
その他	げた棚、便所、雨具掛等	平常のまま開放する。			
納付すべき費用の額	区 分	午 前	午 後	夜 間	
		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時以降	
	四号館	全面	338,540円	564,950円	1時間につき 123,880円
		北面	149,510円	247,760円	1時間につき 54,460円
		南面	189,020円	317,180円	1時間につき 69,410円
	商談室	第一 第三 第四	1,760円	2,930円	1室につき 2,930円
		第二	880円	1,460円	1室につき 1,460円
		放送設備	1式 1日につき 3,310円		
	加算額	机	1脚	1日につき	70円
		いす	1脚	1日につき	70円
ステージ		1式	1日につき	14,310円	
展示用電力を使用する場合は、これに要する電気料金の実費を加算するものとする。 冷暖房を使用する場合は、これに要する電気料金及び重油料金の実費を加算するものとする。 ステージ、いす等設営費及び清掃費					

候補者負担

石川県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
加賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
加賀市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第109号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
珠洲市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
珠洲市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
珠洲市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
珠洲市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
珠洲市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
珠洲市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
魚つき

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
珠洲市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
羽咋市	羽咋都市計画下水道事業羽咋市公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和61年11月25日から 令和11年3月31日まで
白山市	白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道（松任中央処理区）	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和54年9月10日から 令和9年3月31日まで
	白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道（松任南部処理区）	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成元年11月30日から 令和9年3月31日まで
	白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道（松任西南部処理区）	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成8年1月12日から 令和9年3月31日まで
	白山市都市計画下水道事業白山市公共下水道（鶴来処理区）	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和56年12月16日から 令和9年3月31日まで
能登町	内浦都市計画下水道事業内浦特定環境保全公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成5年11月5日から 令和11年3月31日まで

能都都市計画下水道事業能都町特定環境保全公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成6年3月11日から 令和11年3月31日まで
内浦都市計画下水道事業内浦公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成10年3月10日から 令和11年3月31日まで

石川県告示第111号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

2の金沢市の表中10の項を削り、11の項を10の項とし、12の項から17の項までを1項ずつ繰り上げる。

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
コンテンツ管理システム等ライセンス賃貸借業務
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき令和3年度において競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (4) 提供するライセンスが自治体(本県を含む)において提供実績があること。

3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(2)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 石川県競争入札参加資格者決定通知書(写し)
- ウ 自治体(本県を含む)において提供実績があることを示すもの

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 令和4年3月25日(金)から同月29日(火)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部デジタル推進課

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。）。

(3) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和4年3月30日（水）までに入札参加資格確認結果通知書を送付して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部デジタル推進課

電話番号 076-225-1321

(2) 交付期間

令和4年3月25日（金）から同月29日（火）まで（県の休日を除く。）

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎14階1402会議室（入札後、即時開札する。）

(2) 日時 令和3年3月31日（木）午前9時

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

(4) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。

(5) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

議事録作成支援システム提供業務

(2) 業務の内容

録音した音声データをもとに、AI（人工知能）技術を活用して自動的に文字起こしを実施する議事録作成支援システムをクラウドサービス方式で提供する。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき令和3年度において競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (4) 提供する議事録作成支援システムが自治体（本県を含む）において導入実績があること。

3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(2)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書
- イ 石川県競争入札参加資格者決定通知書（写し）
- ウ 自治体（本県を含む）において導入実績があることを示すもの

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- ア 提出期間 令和4年3月25日（金）から同月29日（火）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- イ 提出時間 午前9時から午後5時まで
- ウ 提出場所 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部デジタル推進課
- エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。）。

(3) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和4年3月30日（水）までに入札参加資格確認結果通知書を送付して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部デジタル推進課
電話番号 076-225-1321

(2) 交付期間

令和4年3月25日（金）から同月29日（火）まで（県の休日を除く。）

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎14階1402会議室（入札後、即時開札する。）

(2) 日時 令和3年3月31日（木）午前10時

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。
- (5) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和4年3月28日から同年4月25日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
上山田・下山田地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業 計画書の写し	かほく市 産業建設部 産業振興課
森地区	〃	〃	〃

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和4年3月28日から同年4月25日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
中海第2地区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業 変更計画書の写し	小松市 産業未来部 農林水産課

国土調査の成果認証公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
加賀市	平成19年4月27日から 平成31年3月31日まで	加賀市（伊切地区（Ⅲ-1）） の地籍図及び地籍簿	伊切町、柴山町、新 保町及び手塚町の 各一部	令和4年3月25日
	平成19年4月27日から 令和2年3月31日まで	加賀市（伊切地区（Ⅲ-2）） の地籍図及び地籍簿	伊切町の一部	〃
	平成28年5月6日から 平成30年3月31日まで	加賀市（小塩地区（1））の 地籍図及び地籍簿	小塩町の一部	〃
	平成28年5月6日から 平成31年3月31日まで	加賀市（小塩地区（2））の 地籍図及び地籍簿	小塩町の一部	〃
志賀町	平成30年2月20日から 令和2年3月31日まで	志賀町（西浦地区（Ⅱ））の 地籍図及び地籍簿	赤崎の一部	〃
	平成30年5月15日から 令和2年3月31日まで	志賀町（西増穂地区（Ⅳ）） の地籍図及び地籍簿	大福寺の一部	〃

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 （国土広域情報修正）	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	石川県全域
基本測量 （電子国土基本図（地図情報）修正）	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	石川県全域

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 （航空レーザ測量）	令和3年4月19日から 令和4年1月25日まで	石川県白山市白峰地先他

道路の位置の指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 令和4年3月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字太田ほ17番10	幅員 6.00m 延長 44.46m	金沢市保古1丁目28番地 株式会社ハクトー	令和4年3月10日
河北郡津幡町字庄り62番1	幅員 6.00m 延長 53.07m	金沢市新神田三丁目2番8号 かがやきライフ株式会社	令和4年3月10日

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第30号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。
 令和4年3月25日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表に次のように加える。

367	新庄二丁目南	野々市市新庄一丁目70番地先	R4.3.14
-----	--------	----------------	---------

別表第2（一方通行）金沢東警察署管内の表16の項を次のように改める。

16	市道準幹線501号 堀川桜町線	金沢市堀川町19番6号先から金沢市堀川町508番先まで	約360メートル	終日	自動車及び原動機付自転車	七ツ屋町から笠市町に至る方向
----	--------------------	-----------------------------	----------	----	--------------	----------------

別表第2（一方通行）小松警察署管内の表に次のように加える。

110	市道	小松市園町イ231番地先から小松市御宮町6番地先までの間	約680メートル	終日	車両	JR小松駅に至る方向
-----	----	------------------------------	----------	----	----	------------

別表第2（一方通行）輪島警察署管内の表に次のように加える。

33	国道470号（能越自動車道）	輪島市三井町洲衛13部17番地先から輪島市三井町洲衛13部17番地から南方300m先まで	約430メートル	終日	自動車	のと里山空港インターチェンジ交差点から穴水インターチェンジに至る方向
34	国道470号（能越自動車道）	輪島市三井町洲衛13部17番地の南方300m先から輪島市三井町洲衛13部17番地先まで	約380メートル	終日	自動車	穴水インターチェンジからのと里山空港インターチェンジ交差点に至る方向

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表444の項及び445の項を次のように改める。

444	削	除
445	削	除

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1071	一般県道金沢停車場北線	金沢市堀川町12番10号先	堀川町交差点方向から七ツ屋町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
1072	一般県道金沢停車場北線	金沢市笠市町14番9号先	京町交差点方向から七ツ屋町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表387の項及び388の項を次のように改める。

387	削	除
388	削	除

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢西警察署管内の表679の項及び680の項を次のように改める。

679	市道押野15号八日市1丁目線49号	金沢市八日市1丁目181番地1先	西金沢駅方向から野々市市押野2丁目方向への左折	車両	7:00から9:00まで
680	市道押野15号八日市1丁目線33号	金沢市八日市1丁目179番地2先	野々市駅方向から野々市市押野2丁目方向への右折	車両	7:00から9:00まで

別表第4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表に次のように加える。

456	市道	小松市小寺町乙181番地1の北方約60m先	園町方向から梯川方向への右折	車両	終日
457	市道	小松市小寺町乙35番地5の東方約50m先	新町方向から梯川方向への左折	車両	終日
458	市道	小松市新鍛冶町乙125番地9先	園町方向から梯川方向への右折	車両	終日
459	市道	小松市小寺町乙130番地1先	材木町方向から新鍛冶町方向への左折	車両	終日
460	市道小寺町西側線	小松市新鍛冶町乙222番地の東方約30m先	梯川方向から御宮町方向への直進及び、松任町方向への右折	車両	終日
461	市道小寺町西側線	小松市新鍛冶町乙222番地の東方約30m先	松任町方向から梯川方向への左折及び、御宮町方向への右折	車両	終日

別表第4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表397の項及び398の項を次のように改める。

397	削	除
398	削	除

別表第4（指定方向外進行禁止）津幡警察署管内の表24の項、57の項、58の項、59の項、62の項、63の項、64の項、65の項、66の項、75の項、153の項、166の項、181の項、182の項、238の項、318の項、319の項、320の項、321の項、323の項、324の項、325の項、326の項、327の項、335の項、360の項、361の項、365の項、366の項、367の項及び368の項を次のように改める。

24	削	除
57	削	除
58	削	除
59	削	除

62	削	除
63	削	除
64	削	除
65	削	除
66	削	除
75	削	除
153	削	除
166	削	除
181	削	除
182	削	除
238	削	除
318	削	除
319	削	除
320	削	除
321	削	除
323	削	除
324	削	除
325	削	除
326	削	除
327	削	除
335	削	除
360	削	除
361	削	除
365	削	除
366	削	除
367	削	除
368	削	除

別表第 6 (車両の通行禁止) 金沢中警察署管内の表73の項を次のように改める。

73	削	除
----	---	---

別表第 6 (車両の通行禁止) 大聖寺警察署管内の表 4 の項を次のように改める。

4	市道 A61号線 A64号線	加賀市大聖寺八間道30番地 2 先から 加賀市大聖寺番場町 1 番地 1 先まで	約540 メートル	7:00から18:00 まで	大型貨物自動車、特定 中型貨物自動車及び大 型特殊自動車
---	----------------	---	--------------	-------------------	------------------------------------

別表第 8 (歩行者の横断禁止) 金沢東警察署管内の表13の項を次のように改める。

13	削	除
----	---	---

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 大聖寺警察署管内の表 4 の項及び25の項を次のように改める。

4	県道片山津山代線	加賀市作見町イ 8 番地 2 先から加賀市 加茂町307番地先まで	終日	約1,390メートル
25		削		除

別表第11 (最高速度の指定) 白山警察署管内の表32の項、191の項、205の項及び273の項を次のように改める。

32	一般県道倉部成線、市道G150号	白山市成町504番地先から白山市新成二丁目336番地先まで	約1,110メートル	毎時40キロメートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
191	市道福留笠間線、D20-1号線	白山市福留町288番地2先から白山市笠間町273番地1先まで	約1,100メートル	毎時30キロメートル	終日	車両(けん引③を除く。)
205	市道B220号線、旧国道(福留)線	白山市福留町860番地先から白山市福留町113番地先まで	約650メートル	毎時30キロメートル	終日	車両(けん引③を除く。)
273	一般県道倉部成線	白山市新成二丁目100番地先から白山市北成町172番地先まで	約610メートル	毎時40キロメートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)

別表第11(最高速度の指定) 輪島警察署管内の表に次のように加える。

50	能越自動車道(指定)国道470号(能越自動車道)	輪島市三井町13部17番地先から輪島市三井町洲衛13部17番地の南方300m先まで	約430メートル	毎時40キロメートル	終日	自動車
51	能越自動車道(指定)国道470号(能越自動車道)	輪島市三井町洲衛13部17番地の南方300m先から輪島市三井町洲衛13部17番地先まで	約380メートル	毎時40キロメートル	終日	自動車

別表第11(最高速度の指定) 輪島警察署管内の表14の項及び49の項を次のように改める。

14	能越自動車道(指定)国道470号(能越自動車道)	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦18の10番地1の北東500m先から鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦17の5番地の東方400m先まで	約540メートル	毎時60キロメートル	終日	自動車
49	削 除					

別表第18(駐車禁止) 白山警察署管内の表96の項、256の項、288の項、315の項、319、320の項の項及び322の項を次のように改める。

96	削 除					
256	削 除					
288	市道日吉水戸町線	白山市鶴来日吉町ハ65番地先から白山市鶴来水戸町三丁目11番地先まで	約910メートル	終日	車両	
315	削 除					
319	一般県道野々市鶴来線	白山市鶴来本町二丁目ワ138番地先から白山市鶴来本町一丁目ワ87番地先まで	約290メートル	7:00から9:00まで 17:00から19:00まで	車両	
320	一般県道野々市鶴来線、市道新町8号線	白山市鶴来本町一丁目ワ93番地1先から白山市白山町カ5番地先まで	約2,190メートル	終日	車両	
322	一般県道野々市鶴来線	白山市鶴来新町レ90番地1先から白山市鶴来本町一丁目ワ89番地先まで	約120メートル	終日	車両	